

議案・報告

【 市長提案説明・市長報告 】

それでは、今定例会に提案いたしました人件費に係る補正予算及び条例改正以外の諸議案 16 件及び報告 3 件について、その概要を順次、ご説明いたします。

はじめに、議案第 95 号「令和 7 年度桑名市一般会計補正予算（第 7 号）」につきまして、歳出から主なものをご説明申し上げます。

総務費では、県が実施する一般県道御衣野下野代線道路改良事業のために必要となった市所有地を売り渡したことによる土地売り払い収入を、今後の企業誘致活動に活用するため、産業振興基金に積み立てる費用を計上いたしました。

このほか、「選ばれるまち」、「世界に向けて開かれたまち」を目指して 2016 年に開催された「ジュニアサミット」から 10 年が経過することから、この間における本市の歩みを振り返るとともに、さらなる国際化、グローバル化の推進について考えるシンポジウムを開催する費用を計上いたしました。

また、前年度の補助事業等の精査に伴い、国県支出金等返還金を計上いたしました。

民生費では、米の価格上昇等を踏まえて、公立及び私立の保育所等における給食費物価高騰への支援にかかる費用を計上いたしました。

このほか、障害者自立支援などの給付見込みに合わせて必要な費用を計上いたしました。

農林水産業費では、地域の中核となる担い手が取り組む、経営改善に必要な農業用機械や施設の導入を支援するための費用を計上いたしました。

教育費では、小中一貫校「多度学園」の開校に伴い、廃校となる学校で歌い継がれてきた校歌をメインテーマとした、メモリアル映像を制作するための費用を計上いたしました。

このほか、米の価格上昇等を踏まえて、幼稚園及び小・中学校における給食費物価高騰に対する費用を計上いたしました。

続きまして、歳入について申し上げます。

分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、並びに、市債につきましては、歳出事業に応じて、所要の額を計上いたしました。

財産収入につきましては、土地の売り払い収入を計上いたしました。

寄附金につきましては、事業者からの企業版ふるさと応援寄付金を計上いたしました。

繰越金につきましては、この補正予算の収支の均衡を図るため、前年度繰越金の残額を計上いたしま

した。

諸収入につきましては、廃校となる多度地区の学校のメモリアル映像制作にあたり、クラウドファンディング支援金を計上いたしました。

次に、議案第 96 号「令和 7 年度桑名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」につきましては、令和 6 年度の給付実績等により、国県支出金の超過額が発生いたしましたことから、これを返還するための費用を計上いたしました。

このほか、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修に必要な費用などを計上いたしました。

次に、議案第 97 号「令和 7 年度桑名市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」につきましては、令和 6 年度の給付実績等により、国県支出金の超過額が発生いたしましたことから、これを返還するための費用などを計上いたしました。

次に、議案第 98 号「令和 7 年度桑名市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）」につきましては、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修に必要な費用を計上いたしました。

次に、議案第 99 号「令和 7 年度桑名市水道事業会計補正予算（第 4 号）」につきましては、令和 6 年度の実績等により、国庫支出金の超過額が発生いたしましたことから、これを返還するための費用を計上いたしました。

次に、議案第 100 号「桑名市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定」につきましては、地方公務員法第 26 条の 5 の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第 101 号「桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正」につきましては、令和 8 年 4 月開校予定の多度学園の開校準備に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 102 号「桑名市手数料条例の一部改正」につきましては、狂犬病予防法に基づく犬の登録について、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく特例制度が設けられ、マイクロチップ情報を登録した犬については、マイクロチップが狂犬病予防法に定める鑑札とみなされ、登録手数料が不要となることから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 103 号「桑名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部改正」につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 104 号「桑名市保育所条例及び桑名市子育て支援拠点施設条例の一部改正」につきましては、令和 8 年 4 月から、桑名市厚生館保育所及び桑名市子ども・子育て応援センター「キラキラ」を引き継ぐ、公私連携型保育所及び子育て支援拠点施設が開設されるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 105 号「桑名市火災予防条例の一部改正」につきましては、林野火災注意報や警報を的確に発令し、林野火災予防の実効性を一層高めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 106 号「桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」につきましては、地方公務員法第 26 条の 5 の規定に基づく「桑名市職員の自己啓発等休業に関する条例」の新規制定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 107 号「工事請負契約の変更」につきましては、「桑名市防災拠点施設法面保護等工事」に係る変更契約を締結するため、桑名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 108 号「財産の無償譲渡」及び議案第 109 号「財産の無償貸付け」につきましては、令和 7 年度末に廃校となる桑名市立多度北小学校について、地域における有効活用を図るため、校舎等を無償で譲渡し、学校敷地を無償で貸し付ける契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 110 号「市道の認定及び変更」につきましては、新西方地区の開発行為に伴う 17 路線の認定及び 1 路線の変更のほか、坂井地区の道路整備に伴う 1 路線の認定を行うものでございます。

以上、上程の各議案につきまして、大要をご説明申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

続いて、報告 3 件について、ご説明申し上げます。

まず、報告第 46 号「専決処分の報告」につきましては、議決により委任を受け、市長が専決処分することができる事項と指定されている「金銭債権に係る訴えの提起」について専決処分したもので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 47 号及び報告第 48 号の「議決事件に該当しない契約」につきましては、「議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例」第 2 条第 1 項の規定により、それぞれ報告するものでございます。

まず、報告第 47 号につきましては、大山田配水場自家用発電機の更新工事に関する契約でございます。

次に、報告第 48 号につきましては、桑名市立小中学校一人一台端末ソフトウェア等に係る賃貸借契約でございます。

よろしくご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

注) 上記の市長提案説明及び市長報告は、実際の発言と異なる場合がありますので御了承願います。
(会議録が正式な発言記録となります。)